

17 - 休憩設備

【基本的な考え方】

高齢者、障害者等が外出しやすい環境をつくるためには、休憩のための設備が多くの施設で設けられていることが重要です。施設の利用状況を検討し、通路やホ－ルなどの適切な場所に休憩所を設ける必要があります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
休憩設備「13-6」 休憩設備の設置	学校、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等、工場、建築物である路外駐車場及び公衆便所以外の公共的施設にあつては、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。	建物の出入口、廊下等の適切な位置に設けます。

設計標準

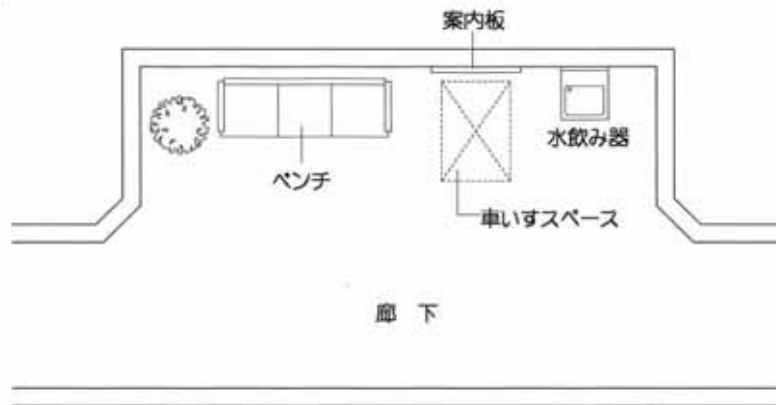
項目	整備水準	解説
水平部分 ベンチ 屋外卓	<ul style="list-style-type: none">ベンチを設置する場合は、車いす使用者が並んで休憩することができる水平部分を確保します。ベンチの座面の高さは、40cm～45cm程度とします。車いす使用者が利用できる屋外卓を設置する場合は、車いす使用者が円滑に近接でき、回転できる水平部分を確保します。	屋外卓の上端の高さを70cm程度とし、下部には60cm～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保します。 150cm×150cm以上のスペースを確保します。

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
ベンチの構造 ベンチの設置	<ul style="list-style-type: none">ベンチの両端に、手すり兼用となるような大きなひじ掛けを設けます。ベンチは、背板のあるものとします。公衆電話、案内表示板、水飲み場、自動販売機等を設置する場合には、必要に応じて、ベンチなどを設置します。	

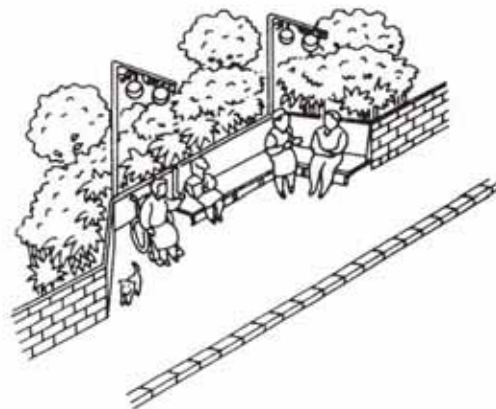
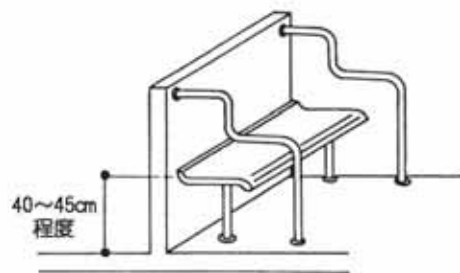
休憩施設の整備例

室内廊下等



屋外の休憩施設の整備例

ベンチの例



屋外卓の整備例

